

平成30年第4回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成30年6月8日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成30年6月8日 午前9時				議長 西原 好文
	散 会	平成30年6月8日 午前9時38分				
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	金 丸 祐 樹	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	瀧 上 正 昭	○	7	吉 岡 隆 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	土 瀧 茂 勝	○
	4	井 上 敏 文	○	9	池 田 和 幸	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	1 番	金 丸 祐 樹	2 番	瀧 上 正 昭	3 番	田 中 宏 之
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	町 民 課 長	溝 口 進 洋	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	武 富 和 隆	○
	教 育 長	熊 崎 知 行	○	産 業 課 長	山 下 栄 子	○
	総 務 課 長	山 中 晴 巳	○	こ ども 教 育 課 長	百 武 一 治	○
	建 設 課 長	坂 井 武 司	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	福 祉 課 長	三 溝 秀 行	○	政 策 課 長	田 中 盛 方	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	平 川 智 敏				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽平成30年6月8日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第23号 江北町税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第24号 江北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第25号 江北町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第26号 江北クリーンセンター流量調整槽建設工事（機械・電気）請負契約の締結について
- 日程第7 議案第27号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更について
- 日程第8 議案第28号 平成30年度江北町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第29号 平成30年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第30号 平成30年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第31号 平成30年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第32号 平成30年度江北町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第33号 平成30年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 報告第1号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第15 報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

---

午前9時 開会

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成30年第4回江北町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

本日は定例会でありますので、議長からの諸般の報告及び町長からの行政重点事項につき報告いたします。

まず、私のほうから報告いたします。

ページをお開きください。

主な事業等の動きとして、県議長会での取り組み、報告並びに課題とする案件につき、その報告事項の中の研修概要等をかいつまんで申し上げます。

5月28日に東京都、東京国際フォーラムにおいて、全国町村議会議長・副議長研修会が開催され、池田副議長と参加させていただいております。

翌日の29日には足立区議会を表敬訪問し、議長のかねだ正氏、副議長の長井まさのり氏とお会いし、足立区江北小学校との交流に向けた話し合いをしてまいりました。

研修の詳しい内容につきましては、議員控室に置いておりますので、参考にしていただきたいと思います。

なお、皆様方のお手元に配付しております諸般報告で、平成29年度江北町土地開発公社経営状況報告書並びに平成29年度江北町一般会計予算特別会計予算繰越明許費繰越計算書が提出されております。その内容につきましては、皆様方に配付しておりますとおりでございます。

以上で私のほうからの報告を終わります。

続きまして、町長からの報告を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。平成30年6月定例町議会の開会に当たりまして、町政の運営状況について御報告を申し上げます。

その前に、皆様方に御報告をいたしたいことがありますので、御紹介を申し上げます。

本年度の春の叙勲・褒章におきまして、前町長であります田中源一氏が旭日小綬章を受章なさいました。心よりお祝いを申し上げたいというふうに思います。

また、あわせて春の褒章におきましては、前江北町民生委員・児童委員協議会会長の二宮幸枝氏が藍綬褒章を受章なされました。あわせて御報告を申し上げるとともに、お祝いを申し上げたいというふうに思います。

お二人の御紹介をいたしましたけれども、実はこれ以外にもたくさんの江北町民の皆様が、町を超えてさまざまな分野で御活躍をいただいております。

一つに、平成29年度の県政功労者知事表彰をお二方、町民の方が受彰なさっています。お一人は、国際女性教育振興会佐賀県支部元会長であります高柳淳子氏、また、佐賀県視覚障害者団体連合会会長の森きみ子氏が県政功労者知事表彰を受彰されております。

また、佐賀県スポーツ功労賞といたしまして、江北小学校男子ミニバスケットボールクラブ、また、佐賀県障害者フライングディスク協会の会長として、小林義民氏が受賞をなさっております。

さらに農業部門におきましては、佐賀県花き園芸共進会におきまして、武富政敏氏が農林水産大臣賞を受賞なさっております。

このように、たくさんの江北町民の方々が活躍いただいておりますことにお礼を申し上げるとともに、皆様とともにお祝いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、町政の運営状況に入りたいというふうに思いますが、さきの3月議会が少々長うございましたので、今回は少し事項を絞りまして、3点のみ御報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目でございますが、御承知のとおり、本年は明治維新150周年ということで、佐賀県を中心として県内各地で明治維新150周年を記念した事業が行われておりますし、来年の1月までになりますが、佐賀では明治維新博覧会も開催されております。

言うまでもなく、明治維新といえますのは激動の時代でありまして、この激動の時代に活躍した佐賀の八賢人を改めて知っていただく機会ということになっております。

ぜひこうした機会に江北町民の皆様にも、佐賀の歴史、また、佐賀県の歴史、また、佐賀の偉人たちに触れていただきたく、ぜひ明治維新博にも足を運んでいただきたいというふうに思っております。

こうしたことから、今回の6月補正予算におきましては、明治維新博覧会の入場券、通常は1,200円いたしますが、江北町民の皆様におかれましては、いわゆるワンコイン、500円で御来場いただけるような補助制度も今回創設いたしたいというふうに思います。ぜひ一度ならず、二度、三度と足を運んでいただきたいというふうに思いますし、7月には夏休みに入ります。高校生以下は無料でございますので、ぜひ大人の皆様が子供たちにもお声かけをいただいて、そうした佐賀の歴史を知る機会にさせていただければというふうに思っております。

なお、来る9月9日には明治維新博の会場におきまして、隣の大町町と合同で江北町・大町町の日ということで、さまざまな催しも予定いたしておりますので、ぜひこちらのほうも

御参加いただければというふうに思っております。

さて、国際情勢では二転三転した米朝首脳会談が、やっと6月12日に予定どおり開催されるということになっておりますけれども、大変目まぐるしく国際情勢は動いております。

また、国内に目を転じますと、少子・長寿化または人口減少と、さらには災害の頻発など、予断を許さない大きな課題に直面いたしているところでございます。

こうした時代の荒波に立ち向かうには、新たな人材の育成ということが大事なのではないかと思えますし、ぜひ私ども江北町も、こうした新たな時代の荒波に立ち向かっていける人材の育成に貢献いたしたいというふうに思っておりますし、何よりも私たち江北町が将来も江北町であり続けるために、江北町の未来を担うべき子供たちの教育、育成ということが大事であろうというふうに思います。

そうした中で、子供たちにとっては小さいころからさまざまな経験をするによって、こうした経験を通して視野を広め、見識を深めることが大変重要であるというふうに思っております。

先ほど御紹介いたしましたように、折しも明治維新から150年という年でありますので、私ども江北町といたしましても、本年を江北町の交流元年というふうに位置づけをいたしまして、特に子供を中心とした、先ほど申し上げましたようなさまざまな経験を通して視野を広め、見識を深める機会ということを目的にいたしまして、交流事業を始めていきたいというふうに思っております。

既に進捗状況については逐次御報告をいたしておりますけれども、交流事業の一つといたしましては、江北小学校と東京都足立区立の江北小学校の交流ということで実施いたしたいというふうに思います。

既に足立区のほうには、昨年、私も足立区長を訪問いたしまして、江北町のほうから交流事業の提案をさせていただきまして、先方からも前向きな御回答をいただいております。これをもとに、これまで協議を進めてまいりましたし、先ほど議長の報告にもありましたとおり、我々執行部のみならず、議会、また教育委員会でも交流に向けた協議、また、関係の醸成ということで取り組んでいただいております。

最終的には、来る7月25日から27日までにかけて、江北町こども交流団ということで、小学6年生を12名、東京都足立区に派遣いたしたいというふうに思います。現在、江北小学校では生徒の希望を募りまして、32名応募があったというふうに聞いておりますが、今後、

選考を経まして派遣者12名を決定し、7月には派遣をいたしたいというふうに思っております。

派遣をいたしますのは12名でありますけれども、先ほど御紹介をいたしました応募してくれた32名の子供、また、これにとどまらず、ぜひ学校全体で、同じ江北小学校同士ということで、学校ぐるみの交流になればというふうに思いますし、ぜひ継続的な交流事業として定着をさせていければというふうに思っております。

それともう一点でございますけれども、こちらは江北中学校の、これもこども交流団ということになりますけれども、オーストラリア・南オーストラリア州にございますエンカウンターテル学園という学校との交流の準備を進めております。

これまで、県を初めとしたさまざまな関係機関に協議をいたしておりましたけれども、去る5月1日に、エンカウンターテル学園のグリビル校長とインターネットのテレビ電話を通じまして、フェース・ツー・フェースでお話をさせていただきました。

もとより、先方のほうも日本の学校との交流をしたいという御希望があられたということで、非常に和やかな中にも具体的な協議ができたのではなかろうかというふうに思っておりますし、その中では、ことし私ども江北町からぜひ派遣をしたいので、受け入れをしてほしいということで御了解いただきましたし、来年には、今度はオーストラリアのほうから行けるようにしたいというようなお言葉も頂戴いたしたところでございます。

今のところ、江北中学校のこども交流団、オーストラリアの派遣につきましては、11月23日から29日を予定いたしております。今後、具体的な調整を進めていくということになりますけれども、今のところ、11月23日から29日ということで計画をいたしておるところでございます。

対象につきましては、中学1年生、2年生、3年生、各4名の12名を予定いたしております。当初、先ほど申しましたように、来年度は今度は先方から来ていただけるものですから、そのときにも在校している子供たちのほうがいいのではないかとということで、中学1年生、中学2年生を対象にしようと思っておりましたけれども、議会の中でも、せっかくこうした事業があるのに、今の中学3年生が行けないのはどうだろうかということがありましたので、その御意見を踏まえまして、今回は——初回はということになりますけれども、中学3年生も対象にして、中1、中2、中3、全学年を対象に募集いたしたいというふうに思います。

先ほど御紹介しました足立区につきましては、国内でもありますし、毎年の派遣というふ

うにできればと思っております。言ってみれば、小学校6年生になれば、そうした足立区の派遣の機会があるという形にしていきたいというふうに思いますし、同じ年の中でも行き来はできるというふうに思っております。

江北中学校については、先ほど申しましたが、恐らくこのままいくと隔年の派遣ということになるかというふうに思います。ことしは江北町から行って、来年は派遣を受け入れるということになりますので、2年に1回の派遣ということになります。今回は中学1年生から3年生までということですが、このままいきますと、次回は再来年ということになりますが、そのときにはまた中学1年生、2年生を対象にしたいというふうに思いますので、中学校でいきますと、中1か中2のときのどちらかには、そうした派遣の機会があるというふうな形になるのではないかと思います。

江北小学校の足立区派遣、また、中学校のオーストラリア派遣ということで、江北町の交流元年ということで、これから持続的な交流ができるような一番最初の、初回でございますので、しっかりとした体制をとっていきたいというふうに思いますし、議員の皆様におかれましても、御協力をお願いしたいというふうに思います。

ぜひ子供たちの交流がきっかけになって、さまざまな分野、大人たちの交流であるとか、いろんな産業分野での交流にもつながればというふうに期待をいたしているところでございます。

次に、2点目でございます。これは安全・安心の観点から、1点御報告をさせていただきたいというふうに思います。

昨年の7月6日の豪雨によりまして、江北町内の上小田地区にございます畑川水路が被災しました。その後、災害復旧をいたすべく準備をいたしまして着工いたしましたけれども、想定をしていた土質等の違い、または工事に必要な資材の調達のおくれによりまして、結果的には本年度いっぱい工事がかかるということになっております。

具体的な着工は9月を予定いたしておりますけれども、この間も出水期を迎えるということになりますので、3月議会でも申し上げましたとおり、3月の議会終了直後に山中副町長をリーダーといたします対策チームを立ち上げました。庁内の関係者のみならず、県の機関を初め、町内外の関係者に参集いただきまして、対策について御議論いただいたところですが、申し上げましたように、9月までの着工の間の安全対策というのが一番の課題でございましたので、こうした対策チームを今まで3回開いておりますし、これ以外にも当然

現地調査等を行っておりますけれども、出水期をきちんと対策するという事で進めてまいりました。

現時点では、こうした出水期を想定いたしました安全対策についても一定の完了を見ているところでございますが、これから本格的な雨季を迎えますので、予断なく我々も、これからも現場については注視していきたいというふうに思いますし、可能な限りの早期の着工、また、工事の完了を安全第一を踏まえながら行っていきたいというふうに思います。

次に、3点目でございます。こちらも今年度の事業として既に御報告いたしておりますし、6月補正予算の中にも計上させていただいておりますけれども、みんなの公園についてでございます。

御承知のとおり、来年のオープンを目指し、現在、みんなの公園については整備の計画準備を行っておるところでございます。去る5月18日には、完成いたしましたみんなの公園の整備基本計画ということで、住民の皆さんにも説明会を開催し、住民の皆さんからもさまざまな御意見を頂戴いたしましたところでありまして、町の広報にも基本計画については掲載いたしておりましたので、恐らく町民の皆様方にもお目に触れていただいたのではないかとというふうに思っております。

今後は具体的な整備に向けました詳細の設計を行うということになっておりますが、あわせて完成をした後も、公園の維持管理についても、今の時点から準備をする必要があるというふうに思っております。

今回のみんなの公園内には、飲食、物販等が行える施設の整備を予定いたしておりますので、こうした施設の運営事業者の選考についても並行して進めることによりまして、かなうならば、そうした事業者の、利用者の声も、視点も反映させた形での設計ができればいいというふうに思っておりますので、公園そのものの詳細設計、あわせて公園の運営にかかわる事業者の選考ということを並行して進めてまいりたいというふうに思っておりますが、また今後も、議会の皆様はもちろんのことではありますけれども、町民の皆様にも逐次、進捗状況等については御報告を申し上げたいというふうに思っております。

今回は3点御報告を申し上げましたけれども、本議会におきましても、町民生活に直結する議案、また、課題解決に必要な予算案等を計上させていただいております。週明けからは一般質問、議案審議、常任委員会ということで進んでまいりますが、ぜひ建設的な充実した議論を進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今議会もどうぞよろしくお願いいたします。

## ○西原好文議長

次に、一部事務組合等の議会が開催されておりますので、その報告を求めます。

杵藤広域市町村圏組合議会が開催されておりますので、私のほうから報告をいたします。

第7号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算についてですが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億9,015万円と定めるものであります。

第8号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ172億2,789万8千円と定められております。

第9号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計予算については、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ498万1千円と定められております。

追加議案といたしまして、第10号議案 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例ですが、介護保険法の改正に伴い、所要の改正をする必要があるためのものであります。

第11号議案 杵藤地区広域市町村圏組合指定地域密着サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、介護保険法施行規則の改正に伴い、指定地域密着サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を改める必要があるため、改正されております。

第12号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第5回）についてですが、消防費の職員手当等について補正をするものであります。

全議案とも異議なく、全員賛成で可決されております。

なお、詳しい内容につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、目を通していただきたいと思います。

以上で諸般の報告が終わりましたので、これより本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

## ○西原好文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において金丸祐樹君、瀧上正昭君、田中宏之君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定について

○西原好文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしております案のとおりでございますので、御了承願います。

日程第3～第15 議案第23号～報告第2号

○西原好文議長

日程第3. 議案第23号から日程第15. 報告第2号までを一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。平川局長。

○議会事務局長(平川智敏)

(朗読省略)

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長(山田恭輔)

本議案に提案いたしました議案について、順次提案理由を御説明申し上げたいというふうにあります。

まず、議案第23号 江北町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

中小企業・小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るために、町から認定を受けた先端設備等を導入する計画に基づき、導入した設備等に対し課税する固定資産税を3年間減免するものであります。

なお、町が減免した固定資産税については、75%が減収補填として交付税措置されることとなっております。

続きまして、議案第24号 江北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、

本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容の1点目といたしましては、放課後児童支援員の基礎資格について、教員免許状を有する者の取り扱いを明確にし、わかりやすい表現に改めるものでございます。

2点目は、利用希望児童が増加している状況に対して、放課後児童支援員もふやす必要があり、放課後児童支援員を確保しやすくするために、新たな要件を設け、基礎資格の対象を拡大するものであります。

次に、議案第25号 江北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

平成32年度に予定されている6市町1団体の事業者による水道事業統合規模の適正化及び統合効果の早期発現を図るために、このたび水道料金の改定を行いたいというふうに思っており、水道料金改定に必要な本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、基本料金のうち家庭用につきましては、これまで6立米から10立米までを一律1,800円といたしておりましたが、使用水量ごとの料金に設定をいたしたいと思っております。また、11立米以上の超過料金については、1立米当たり一律300円といたしておりましたが、これを270円に改定したいというふうに思っております。加えまして、営業用のみ1,001立米以上の超過料金について、1立米当たり100円と改定をいたし、企業誘致等の支援策の一環といたしたいというふうに思っております。

続きまして、議案第26号 江北クリーンセンター流量調整槽建設工事（機械・電気）請負契約の締結について御説明申し上げます。

平成30年度特定環境保全公共下水道事業江北クリーンセンター流量調整槽建設工事（機械・電気）の契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

主な工事内容は、流量調整槽の機械・電気工事一式であり、契約の相手方、金額につきましては別紙議案書のとおりでございます。

続きまして、議案第27号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について御説明を申し上げます。

佐賀県東部環境施設組合が佐賀県市町総合事務組合に加入し、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理へ

参加することとなっており、これにつきまして、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第28号 平成30年度江北町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、1億8,971万3千円を増額し、歳入歳出予算総額を60億2,371万3千円とするものであります。

補正予算の内容は、地域コミュニティーの充実強化、肥前さが幕末維新博覧会、ふるさと納税の推進、交流スペースとしての公園整備、町道の老朽化に伴う計画的な補修に係る経費等を計上いたしております。

歳出予算の主なものといたしましては、明治維新150周年記念さが維新事業187万2千円、江北町未来スイッチ交付金事業622万8千円、ふるさと納税推進事業費308万1千円、みんなの公園整備事業1億941万9千円、公共施設等適正管理推進事業2,197万2千円などです。

補正予算の財源といたしましては、事業執行における国庫・県支出金、ふるさと応援基金繰入金、前年度繰越金、過疎債及び公共施設等適正管理推進事業債などです。

なお、去る4月16日に医療法人栄寿会古賀和彦氏より100万円の寄附をいただきました。この寄附につきましては、江北町スポーツ団体育成費助成金に充当することといたしておりますので、これにつきましても、あわせて今回の歳入歳出予算に計上いたしておるところでございます。

続きまして、議案第29号 平成30年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、44万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億3,478万5千円とするものであります。

補正予算の内容は、人事異動に伴う人件費の増額でございます。

続きまして、議案第30号 平成30年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、179万4千円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ11億8,590万4千円とするものであります。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

続きまして、議案第31号 平成30年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、1万2千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億1,529万6千円とするものであります。

補正の内容は、厚生労働省から配付されました後期高齢者医療事務に係りますソフトウェアにふぐあいがあり、保険料の軽減判定をする際に、所得が過大に算定されている事例があることが判明いたしました。これにより賦課修正を行った結果、江北町内では4名の方が該当者として抽出されましたために、過年度分の還付金及び還付加算金の支払いが生じますことから、今回、補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第32号 平成30年度江北町水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、収益的収入から1,392万3千円を減額し、収益的収入総額を2億4,102万9千円とし、また、収益的支出を2,231万8千円増額し、収益的支出総額を3億9,773万6千円とするものであります。

内容は、先ほども御説明をいたしましたけれども、水道料金改定に伴う減額と水道事業統合に向けた事業量の増加に伴う人件費の補正でございます。

続きまして、議案第33号 平成30年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、570万円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億9,187万3千円とするものであります。

補正予算の主な内容は、特定環境公共下水道事業計画区域の見直しに伴う事業計画変更業務委託料の増額補正でございます。

続きましては、報告第1号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分について御報告を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月28日に成立し、平成30年4月1日から施行することとされたため、法律改正を踏まえた税条例の改正が必要となり、平成30年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

今回の専決処分は、平成30年4月1日から施行される部分について行うもので、主な改正

内容といたしましては、1点目は、法人町民税の延滞金の取り扱いに関する改正、2点目は、固定資産税の新築住宅に係る税額の減額措置が2年間延長されたものでございます。3点目は、固定資産税の土地に係る課税標準額の負担調整措置が3年間延長されたことによる改正でございます。

最後になりますが、報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について御報告を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月28日に成立し、それに伴い地方税法施行令の一部を改正する政令が閣議決定され、3月31日付で公布されたために、国民健康保険税条例の改正が必要となり、平成30年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正内容といたしまして、まず1点目といたしましては国民健康保険税で、医療費分の課税限度額が改正され、4万円引き上げをされたことによる改正でございます。

なお、これに伴い、国民健康保険税の課税限度額が89万円から93万円へと4万円アップすることになります。

2点目は、国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の計算方法が変更され、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯を判定する際の1人当たりの所得額が27万円から27万5千円に、また、2割軽減の対象となる世帯を判定する際の1人当たりの所得額が49万円から50万円に引き上げられたことに伴う改正でございます。

以上、本議会に提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げましたけれども、よろしく審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前9時38分 散会